

令和 6 年度 認知度向上・取組の裾野拡大について

令和 5 年度の 3 回目の認証取得を契機に、これまで以上に「セーフコミュニティ」を盛り上げていきたいと考えております。

つきましては、多くの皆様にセーフコミュニティの取組を知っていただき、日常生活での「けがや事故の予防」を実践していただくために、各対策委員会委員の皆様におかれましても、ご協力をよろしくお願いいたします。

1. くるめ「まちカメ」ボランティア事業（新規）

目 的：防犯カメラやドライブレコーダーを設置している市民が、まちの見守りに関わることで、防犯や交通安全に対する意識の向上を図り、セーフコミュニティの裾野拡大に繋げる。

開始時期：令和 6 年 7 月（予定）

登録要件：①市内で自宅や事業所等に防犯カメラを設置している

②運転免許証とドライブレコーダーを所有しており、市内在住または通勤・通学等で市内を利用する方

活動概要：①自宅や事業所等にステッカーを貼る

②車にステッカーを貼り、市内を走行する

2. SNS

（1）セーフコミュニティ Instagram（新規）

セーフコミュニティに関するイベントや取組等、タイムリーな情報を発信

（2）市公式 LINE

毎月 21 日に配信

（3）市公式 YouTube

約 10 秒のショート動画を学生と協働で 10 本程度作成

（4）オンラインクイズ（新規）

応募者の中から抽選でプレゼント

3. セーフコミュニティ標語の募集

平成 28 年度から毎年募集しておりますセーフコミュニティ標語は、年々応募者数が増加し、昨年度は、3,441 作品の応募がありました。今年度の標語募集の際も、チラシを委員の皆様へ送付しますので、所属団体内での周知・応募にご協力ください。応募者全員にプレゼントがあります。 《応募期間：令和 6 年 6 月 1 日（土）～9 月 30 日（月）》

4. 出前講座「けがや事故は予防できます～セーフコミュニティ～」

申込いただければ、安全安心推進課の職員が出向いて無料でお話します。
(5名以上のグループ・団体)

5. 貴団体での啓発

別紙調査にご回答ください。

(1) のぼり旗の活用

今般、新しくのぼり旗を作成しました。イベントや研修会などでの使用、施設内での設置などでの活用をお願いします。

(2) 会議や講座の際、動画やパワーポイント等を使用した PR

数分お時間いただける場合は、使用する素材を提供します。プロジェクターやスクリーンの貸出もできます。

(3) イベント等での啓発物やチラシの配布

啓発物：SC 反射ストラップ、SC 日めくりカレンダー、SC クリアファイル、SC シール
※SC ガチャの貸出もできます。

(4) 広報誌などに SC の記事を掲載

紙面の大きさや記載内容などご相談させていただき、
情報を提供させていただきます。

(5) 啓発物などに SC ロゴを掲載

別紙ロゴ集参照

6. セーフコミュニティ啓発強化月間

セーフコミュニティの国際認証を取得した月 (H25.12.21、H30.12.8、R6.12.9) に因んで、
12 月にセーフコミュニティの啓発を強化。

〈具体的な取組例〉

- ・ 国道への横断幕の設置、市庁舎への懸垂幕の設置
- ・ 街頭啓発の実施
- ・ のぼり旗等の掲示
- ・ セーフコミュニティピンバッジ・ネクタイの着用
- ・



セーフコミュニティの啓発に関する調査（委員会当日ご持参ください）

貴団体において、ご協力いただける啓発活動について、ご回答をお願いします。

1. 「セーフコミュニティのぼり旗」を新しく作成しました。貴団体等での活用について、該当するものを選択してください。（複数選択可）

☐ 活用できる場面はない

☐ イベントや研修会で使用できる。

⇒時期や年間回数などわかる範囲で教えてください。

☐ 施設内に設置できる。

⇒設置できる施設が複数ある場合は、施設数を教えてください。（ ）箇所

☐ その他 ※どのような場面で年に何回程度活用できるか記載ください。

2. セーフコミュニティを広く PR するために、上記のぼり旗以外に、貴団体等でできる啓発について選択してください。（複数選択可）

☐ 啓発できることはない

☐ 出前講座「けがや事故は予防できます～セーフコミュニティ～」の受講

☐ 会議や講座の際、動画やパワーポイント等を使用して SC を PR する。

☐ イベント等で、啓発物やチラシを配布する。⇒時期、数量等をわかる範囲で教えてください。

☐ 貴団体等の広報誌などに、SC の記事を掲載する。⇒時期、内容等わかる範囲で教えてください。

☐ 貴団体等の啓発物などに SC ロゴを掲載する。⇒作成時期、内容等わかる範囲で教えてください。

3. 認証を取得した月である 12 月を「セーフコミュニティ啓発強化月間」として、啓発を強化したいと考えています。貴団体で協力できることがあれば教えてください。

高齢者の安全対策委員会	氏名	
-------------	----	--

セーフコミュニティロゴ集

①文書背面に使用するロゴ（薄い）



②ロゴ（背景透過）白などの背景に使用



③ロゴ（背景透過）濃い色の背景に使用



④ロゴ青（背景色：白）



⑤ロゴ（メダル風）since2013 はテキストボックス



⑥ロゴ+説明/文書下段に使用（グループ化しています）



みんなで取り組む安全安心まちづくり

久留米市は、WHO(世界保健機関)が勧める「セーフコミュニティ」国際認証を取得し、市民の皆さん、行政、学校、警察、消防、各種団体と連携して「安心して生活できる安全なまちづくり」に取り組んでいます。

⑦ロゴ+文字（背景色：白）いろいろ

みんなで取り組む
安全安心のまちづくり



セーフコミュニティ国際認証都市
久留米市



みんなで取り組む
安全安心のまちづくり



セーフコミュニティ国際認証都市
久留米市



セーフコミュニティ国際認証都市 久留米市

— みんなで取り組む安全安心まちづくり —



— みんなで取り組む安全安心まちづくり —

セーフコミュニティ国際認証都市 久留米市



画像化前→



⑧SCくるっば+説明（グループ化/サイズ変更可）

みんなで取り組む
安全安心まちづくり

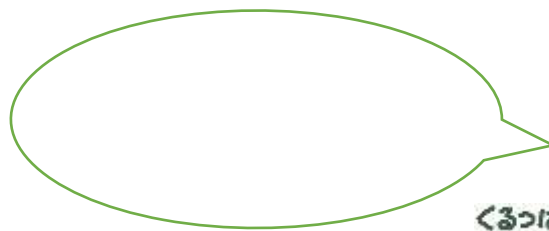


国際認証都市 くるめ

みんなで取り組む
安全安心まちづくり



国際認証都市 くるめ



くるっば

久留米市イメージキャラクター



⑨SCくるっば+吹き出し（グループ化なし）

⑩くるっぱ両面（背景透過）トリミングで片方使用



⑪くるっぱ手持ち（グループ化/サイズ変更可）



⑫2022 エコバッグデザイン（背景透過なし）



⑬2020 ステッカーデザイン



⑭2018 看板デザインより



⑮二次元バーコード（セーフコミュニティトップページ）



⑯二次元バーコード（動画ページ）



⑰元祖 SC 久留米のマーク



— みんなで取り組む安全安心まちづくり —

セーフコミュニティ国際認証都市 久留米市

- 担当課：協働推進部安全安心推進課
〒830-8520 久留米市城南町 15-3
- 連絡先：電話 0942-30-9094 FAX 0942-30-9706

久留米市ホームページ
セーフコミュニティ通信



セーフコミュニティ合同対策委員会について

1 概要

平成 23 年のセーフコミュニティ取組宣言以降、対策委員会委員をはじめ、多くの関係機関や団体、市民との協働により、取組の評価・検証を積み重ねながら、より効果的な取組を展開し、地域の安全性の向上を図ってきた。

取組宣言から 10 年が経過し、取組の成果は出ているものの、セーフコミュニティの認知度向上、市民参加の拡大、セーフコミュニティ活動の定着が今後の課題である。

このことから、これまでの活動を振り返り、情報の共有、共通課題の認識を図り、今後の展開について検討するため、セーフコミュニティ合同対策委員会を実施。

2 実施内容

令和 3 年度

日時：令和 4 年 3 月 3 日（木）14:00～15:30

実施方法：オンライン（Zoom）及び動画視聴（3/10～3/23）

内容：①報告「これまでのセーフコミュニティ活動の取組について」
（協働推進部安全安心推進課職員）

②講演「セーフコミュニティの基本と今後の展開について」
（日本セーフコミュニティ推進機構 代表理事 白石陽子氏）

*②の中で「安全安心のまちづくり」に、より多くの市民のみなさんが参加できる工夫について個人ワーク（私が思う市民の周知度及び参加度⇒その理由⇒私のアイデア）を実施

令和 4 年度

日時：令和 5 年 3 月 24 日（金）13:30～15:00

場所：久留米シティプラザ 5 階 大会議室

内容：①報告「これまでのセーフコミュニティ活動の取組と今後の展開について」
（協働推進部安全安心推進課職員）

②ワークショップ（日本セーフコミュニティ推進機構 代表理事 白石陽子氏）

セーフコミュニティを伝えるために、各委員がそれぞれの立場でできることについて、対策委員会ごとにグループワークを実施

・個人ワーク：市民個人として「久留米が安全・安心なまち」になるためにできることを考える。

- ・グループワーク：グループで、「自分の組織・団体に対してできること」「活動・仕事のなかで関わりのある方・組織・団体に対してできること」「市民一般（大勢）にできること」に整理する。
- ・成果の共有：内容の報告

令和 5 年度

日時：令和 6 年 1 月 31 日（水）14:30～16:00

場所：久留米シティプラザ 5 階 大会議室

内容：①取組報告：令和 4 年度合同対策委員会のまとめ、動画の紹介など

（協働推進部安全安心推進課職員）

②ワークショップ（日本セーフコミュニティ推進機構 代表理事 白石陽子氏）

「50 年後も安全なまちであるために私たちができること～災害をテーマに考える～」と題し、各対策委員会混合でのグループで、「1 週間以内」「1 か月以内」「1 か月以上」ごとにリスクを考え、それに対してそれぞれの所属団体等で何ができるかを出し合い、共有。

久留米市セーフコミュニティ対策委員会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、久留米市セーフコミュニティ推進協議会設置要綱第8条第4項の規定に基づき、対策委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) けがや事故、犯罪等の現状把握、課題分析に関すること。
- (2) 課題に対する取り組みの検討に関すること。
- (3) 取り組みの評価に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員は、関係団体の代表者及び職員等のうちから市長が任命する。

(委員長等)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(報告)

第6条 会議における、協議事項は、久留米市セーフコミュニティ推進協議会にて報告する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、別紙記載の事務局が処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成24年3月1日から施行する。

別紙

名称	事務局
交通安全対策委員会	協働推進部安全安心推進課
児童虐待防止対策委員会	子ども未来部家庭子ども相談課
学校安全対策委員会	教育部学校教育課、上津小学校
高齢者の安全対策委員会	健康福祉部長寿支援課
防犯対策委員会	協働推進部安全安心推進課
DV防止対策委員会	協働推進部男女平等政策課、男女平等推進センター
自殺予防対策委員会	健康福祉部保健所保健予防課
防災対策委員会	都市建設部防災対策課

令和6年度 年間スケジュール (SC)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
SC推進支援業務		●契約			●1期支払			●2期支払	年間活動報告書作成	●年間活動報告書提出	●3期支払		●4期支払
SC推進協議会			22 調整会議 30 本部会議		27 推進協議会				合同対策委員会打合せ		●ヒアリング		
SC対策委員会		対策委員会									●合同対策委員会		
SC外傷等動向調査委員会		●外傷等動向調査委員会											
SC関連会議					●SC研修会	○十和田市現地審査(オンライン) ○さいたま事前指導(オンライン)		●鹿児島市事前指導				●十和田市認証式 ●SC定例会	
S C 普 及 啓 発	SC通信		96号(防災)		97号まちカメ		98号(防犯)		99号(高齢者)		100号(最終)		
	広報紙				まちカメ周知 標語募集				強化月間周知				
	LINE	毎月21 LINE投稿											
	Instagram (新規)	●Instagram開設											
	YouTube	約10秒のショート動画 年間10本程度投稿			Instagram、LINEと連動								
	SC標語		●標語校長会		標語募集			●標語一次審査 ●標語二次審査 ●標語審査会	21表彰式				
	まちカメ (新規)	事業詳細整理、要綱・様式整備 ●ステッカー委託契約			●事業開始				標語カレンダー作成				
	その他 ・パンフレット ・のぼり旗 ・DVD	毎月21 庁内放送 新のぼり旗設置希望調査			●HP掲載、プレスリリース	4水の祭典			SC強化月間 SC横断幕		●SC職員研修		
							オンラインクイズ①		オンラインクイズ②		オンラインクイズ③		

久留米市セーフコミュニティ対策委員会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、久留米市セーフコミュニティ推進協議会設置要綱第8条第4項の規定に基づき、対策委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) けがや事故、犯罪等の現状把握、課題分析に関すること。
- (2) 課題に対する取り組みの検討に関すること。
- (3) 取り組みの評価に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員は、関係団体の代表者及び職員等のうちから市長が任命する。

(委員長等)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(報告)

第6条 会議における、協議事項は、久留米市セーフコミュニティ推進協議会にて報告する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、別紙記載の事務局が処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成24年3月1日から施行する。

別紙

名称	事務局
交通安全対策委員会	協働推進部安全安心推進課
児童虐待防止対策委員会	子ども未来部家庭子ども相談課
学校安全対策委員会	教育部学校教育課、上津小学校
高齢者の安全対策委員会	健康福祉部長寿支援課
防犯対策委員会	協働推進部安全安心推進課
DV防止対策委員会	協働推進部男女平等政策課、男女平等推進センター
自殺予防対策委員会	健康福祉部保健所保健予防課
防災対策委員会	都市建設部防災対策課

高齢者の安全対策委員会委員名簿

	団体等名称	委員名
1	久留米市民生委員児童委員協議会	山下 次郎
2	久留米市老人クラブ連合会	内田 重義
3	(社福)久留米市社会福祉協議会	漆原 数弥
4	(公社)福岡県作業療法協会	濱本 孝弘
5	(特非)久留米市介護福祉サービス事業者協議会	桑島 俊明
6	(一社)くるめ地域支援センター	稲田 臣治
7	(特非)にこにこ会	羽江 育子
8	久留米市校区まちづくり連絡協議会	喜田 正榮
9	久留米警察署(生活安全第一課長)	時安 信孝 (※新任)
10	久留米広域消防本部(救急防災課主幹)	権藤 明夫
11	久留米市健康福祉部地域福祉課	藤原 誠二
12	久留米市健康福祉部介護保険課	西村 健司 (※新任)
13	久留米市健康福祉部保健所健康推進課	関 祐輔
14	久留米市健康福祉部長寿支援課	古賀 昭彦